

◇ 原 田 幸 長

○議長（清水満） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位 5 番、議席番号 6 番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

なお、原田幸長議員より演台における資料等の提示許可願がありました。

議長はこれを許可しましたのでご報告いたします。

〔6 番 原田幸長 登壇〕

○6 番（原田幸長） 議席番号 6 番、原田幸長でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

長野広域連合可燃ごみ焼却施設の稼働について伺います。10 月から飯綱町の家庭系可燃ごみが、長野市の大豆島にあります松岡にできた焼却施設に搬入され、処分されることになりました。

平成 26 年度策定の町ごみ減量化計画で、平成 25 年度の可燃ごみ量を基礎として平成 28 年度までに 25 パーセントの削減を目指す、そして平成 31 年度までに 30 パーセントの削減を目指すとしております。通告上では、町民 1 人、1 日の可燃ごみ排出量とさせていただきますが、変更して年間の飯綱町から出る家庭系可燃ごみ排出量とさせていただきます。

それでは質問に入ります。年間家庭系可燃ごみ排出量は、平成 25 年度実績が 2013.18 トン、平成 28 年度実績は 1555.8 トン、22.71 パーセントの削減ができたことについて、町長の評価をお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。長野広域のごみの処理料については、ごみの量に極めて深い関連を持っていくという中で、ごみの減量政策を進めてきていることは、議員ご存知のとおりでございます。

私は、住民の皆さんの意識の高揚というようなこともあって、効果が出てきていると思って

いますが、何といたっても皆さんには厳しかったかもしれませんが、有料化の導入、そしてもう1つは現場としてよく取り組んできたと思っていますが、極めて水分が多いということで、水気を切る、これを一生懸命呼び掛けてきたことによって、かなりのごみの減量が得られたと評価をしております。

ちなみに隣の信濃町と北部衛生施設組合で、今、ごみの処理を共同で行っているわけですが、信濃町さんの量に比べても、飯綱町の今の削減率は極めて高いところで推移していると思っています。一層進めていきたいと思っています。

○議長（清水満） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。同じ質問を担当課長にお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。数値的なものは議員さんおっしゃったとおりで、基準年に比べて平成28年度の収集量というのは、マイナス457.38トンで22.71パーセント減量ということでございます。

町としては、平成26年11月に飯綱町のごみ減量化計画を作成しまして、それに基づいて平成27年の4月からは、今まで週3回の収集だったものを週2回としました。翌年の28年4月からは、可燃ごみの有料化を実施したというようなことで、可燃ごみの排出量の削減が進んできたと思っています。

町長も申し上げましたが、住民意識の高揚と、あと本当に住民の皆さんの細かい努力が結果に繋がってきていると思っています。その点については町としては感謝している次第でございます。以上です。

○議長（清水満） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。ごみ減量の成果に繋がった原因は、何が一番の原因と思われますでしょうか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 今も申し上げたわけですが、やはりそれぞれの家庭が努力する以外になかなか減るということはないと思います。町としても生ごみの処理機とか、処理容器の補助制度を作ってはいたわけですが、それを町民の皆さんが積極的に利用して減量化を進めた、それが一番の成果だと思っています。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 私も同じ考えですが、先ほど町長がお話しされておりましたとおり、各家庭においてごみ減量の意識が高く、指摘されていた水分を含まないごみ処理化をするということが、努力した成果だと考えます。

そこで、年間の家庭系可燃ごみ排出量の目標について伺います。町ごみ減量化計画では、平成31年度までの削減率を30パーセントとしております。現段階においての目標の数値修正についての考えはあるかどうか、町長にお聞きします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 今までは本当に順調、こちらの想像以上に進んできたというのが正直なところですが、目標達成まであと約7パーセントですが、これからが本当に難しいところだと思います。

無線等でも流れているわけですが、やはり昨年度と比べると1点数パーセントとか、そのぐらいの率です。月によっては、やはり前年の同月に比べて少し増えてしまう月も今年の中で何回かありました。トータルとして、1点数パーセントは減っているということですが、本当にこれからあと僅かな期間で、7パーセントということですが、目標はもちろん30パーセントですので、それを変えるつもりもございませんし、町としては最後は水切りなり、どうしても重みを減らさないことには減量化に繋がりませんので、そういう点や、先ほど中島議員からの質問にもあったわけですが、食べ残しをなくすとか、3010運動、本当に地道な啓発活動や取組を進めていくしかないと思っております。

また、本当に町民の皆さんには、これまで以上にご協力をしていただくようなことになってくるわけですが、引き続き啓発に努めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次の質問です。

可燃ごみ処理が広域連合になると長野市松岡まで運ぶことになります。運搬距離が延びることから運搬時間が掛かります。運搬時間が掛かることに対し、町としての対応はどのようになっているかお聞きいたします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。最初に今後のスケジュール的なことからお話しさせていただきたいと思いますが、長野広域連合の今のところA焼却施設という名称ですが、試運転期間が平成30年10月からという話でしたが、正式に家庭系の収集可燃ごみのA焼却施設への搬入開始日が平成30年10月17日からということで決定しております。

しゅん工は、平成31年2月28日ということで、来年2月ですが、本稼働が来年3月1日からというスケジュールでございます。ですので、事業系を含む直接搬入可燃ごみについては、来年の2月末までは現在と同様に信濃町の北部衛生クリーンセンターへの搬入となります。平成31年3月からA焼却施設への搬入となります。

議員がご質問の今の焼却施設への運搬時間の関係ですが、もちろん信濃町に行っていたものが長野市ということですので、延びると考えております。収集時間等につきましては、今、請け負っている業者さんに聞いてみたわけですが、収集時間等は現在と変わりなく、午前8時からの収集で間に合うということですので、町としては今のところそういうことで考えております。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。事業系を含んで確認ですが、事業系を含んで一般家庭から出るごみも来年の3月からということですか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 町で収集したものは10月から長野市の松岡の方へ行くわけですが、直接搬入するものについては事業系も家庭系も含めて来年の3月からということです。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。1つには運搬時間が掛かるということで、ごみの積み残しが一番懸念されるところでございます。

特に冬期間、冬の間のごみ集積場の周辺の除雪体制が間に合わないとか、あるいは3月、4月辺りの引っ越しシーズンの新焼却施設内での混雑、そういった要因というのは長野市周辺地域からの一般家庭からのごみの持ち込み車両が一番の原因と考えられます。

それで質問ですが、ごみ運搬車が搬入時、時間内に間に合わない場合、新焼却施設も午前中は11時半、そして午後は4時半というふうに受付しないと入れないということになっていて、もしその時間に間に合わない場合、公用地等を使って一時的にごみ集積ができるようなことを考えなくても対応ができるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。まだ来年度からの実際の請負業者等は決まっていないので、本当に細かい詰めはできないわけですが、決まり次第、早急に打合せ等を行ってきたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 是非、積み残しの無いように対応していただきたいと考えます。

次にパッカー車の運行ルートの一部に通学路や狭い道路があり、運行時間やルート、集積の場所について、危険防止の上から再考察する必要があると考えますが、どのように考えておられるかお聞かせください。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） この質問も先ほどの回答と同じような回答になってしまうわけですが、特に集積場所等が変わるということはないので、ルートの的には変わることはないと考えています。ただ、大型パッカー車ということですが、現在、特に大きな車に変更したいということは、今の業者さんですと無いだろうと考えておりますので、特に細かい収集場所等、あと収集時間等も変わらない見込みですので、特に現在とは変わらないとは考えております。

先ほど申し上げたとおり、業者さんが決まってからでないとは本当に綿密な打合せ等もできませんので、その点は十分に打合せをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） まだ請負業者が決まっていないので、対応についてはということでありますが、とにかく危険防止を第一に考えていただいて、更にごみの積み残し等が無いようにしっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に事業系可燃ごみの減量化への取組はどうなっているのかお聞きします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。事業系可燃ごみの減量化ということですが、先ほど言いました飯綱町のごみ減量化計画にもあるわけですが、事業者の協力事項として事業所から排出されるごみは自ら処理する責任があります。自主的なごみ減量化計画をつくり、無駄なコストを見直すとともに、リサイクルを推進することは事業所のイメージアップに繋がります。住民のみなさんや行政と協働して資源循環型社会の構築に協力していただきますというように減量化計画の中にもあるわけですが、事業活動に伴って生じるごみの処理というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律とか、飯綱町の環境基本条例にもありますが、基本的には事業者の責務ということになっております。ですので最終的には事業者の責務にはなるわけですが、町としては町全体の減量化に向けて必要な情報提供などは十分にしていきたいと思っています。以上です。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 先ほどもお話がございました事業系可燃ごみの処理については、焼却施設の本格稼働に伴って明年の3月となっています。事業者もごみの減量化が進むようにすべきと考えます。

次の質問に移らさせていただきます。有害鳥獣対策について伺います。

議会だより第48号モニターアンケート結果では、議会、町に対する要望、意見等欄に、電気柵補助は大変助かりますが、ねずみ算式に増えるイノシシの対策について町は具体的に何か考えていることがありますかということと、今、お困りのことはありますかという欄に、畑を荒らすイノシシとか田畑の荒廃として今まで畑を作っていた方が、もうクマやイノシシの餌を作るのは嫌だとやめてしまい、隣の畑がすっかり荒地になってしまいました。困るというよりは寂しい限りですと寄せられておられました。そこで質問をいたします。

平成29年版飯綱町環境白書に有害鳥獣別農業被害額が平成24年度から平成28年度まで掲載されていますが、直近のイノシシ、クマ、ニホンジカなどの大型獣の被害状況についてお聞きいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは大型獣の被害状況について答弁させていただきます。

本町での大型獣の農業被害額は年によって被害額が変動いたしますが、傾向としてツキノワグマ、ニホンジカの被害額はほぼ横ばいの状況でございます。

一方、今の議員からのご質問のとおり、イノシシの本町での農業被害額は、平成20年から25年の年平均だと220万円程度であります。直近3か年、平成26年から28年の年平均のイノシシの農業被害額は640万円とイノシシの被害額が急増している状況でございます。

イノシシの爆発的な個体の増加により、町内全ての地域に被害が及んでいる状況でございます。果樹園地の掘り起こしや野菜等の食害が目立ち、年間を通じて被害が確認されている状況でございます。また、農地だけではなくて用排水路の土手を崩す等、施設被害も散見されてい

る状況でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。今の報告は申告されたものについての被害額であって、申告されないものを含むと、更なる対策が必要と考えますが、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは答弁させていただきます。まず近年、先ほども答弁いたしました、特に農業被害が増えているイノシシにつきましては、高い潜在的繁殖力のため、捕獲による個体数管理だけでは、被害の拡大を防ぐことは一般的に困難と言われております。

鳥獣による農作物被害を防止するためには、1つ目が被害管理、2つ目が個体管理、3つ目が生息地管理、この3つの対策を総合的にバランス良く行うことが重要だと考えております。

具体的に言いますと、防護柵の設置や耕作放棄地の解消などによる被害管理、続いて鳥獣の捕獲や生息地への追い払いなどによる個体管理、3つ目として里山の整備や広葉樹の植栽、緩衝地帯の設置などによる生息地管理、こういったことを官民が一体となって地域ぐるみで鳥獣対策をしていくことが重要と考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。平成29年度版飯綱町環境白書の中に、鳥獣被害対策における防除対策の課題として、防除対策が困難な農地には捕獲檻等を設置して、捕獲圧の強化や緩衝帯整備を実施するなど、できる限り獣類が出没しにくい環境を作り、被害を防ぐ対応が必要とあります。

そこで質問ですが、被害対策に向けた緩衝帯整備事業の進捗と成果についてお聞きをいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは緩衝帯整備事業の進捗と成果について答弁させていただきます。

まず、野生動物は基本的に臆病で人を恐れる生き物と言われています。隠れ場所がなく、見通しの良い農地へ侵入する時は、相当警戒するとのこと。農地に接する山林などの間に緩衝地帯を設定することによって、野生生物は農地に侵入しにくくなると考えられているということでございます。

これまでの当町における緩衝帯の整備状況でございますが、直近5年間で3地域、具体的に言いますと上赤塩地区、北川地区、福井団地地区、この3地域において緩衝帯の整備を行っているところでございます。

効果につきましては、どの程度効果があったかを数値的なもので把握できていない状況でございます。ただし、他地域では農地に近い山林の木を伐採し、緩衝帯を設置したことにより、イノシシの行動範囲が農地から山側に移動したという調査結果が出ている地域もありますので、緩衝帯の整備というのは、効果は必ずあると担当としては考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 質問に入る前に申し上げましたとおり、できる限り獣類が出没する環境を抑えるために、緩衝帯整備事業を行う際に、個々の申請、例えば個人で申請するよりも、その区、あるいはその組で集団により申請をしてもらった方が緩衝帯を整備したいという時に、町としてもそういった事業がしやすいのではないかと考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは答弁させていただきます。まず、これまで町が実施をしてまいりました緩衝帯の整備でございますが、いずれも区、組等の代表者が申請をして、農地に接する森林を整備するかたちで緩衝帯を整備してきました。

緩衝帯の整備箇所につきましては、複数の地主にまたがる可能性が非常に高いですし、また

広域的に農地を保護するという観点から、議員の提案のとおり緩衝帯の整備については、個々の申請よりも地域での申請が適当であると考えております。町としては地域から緩衝帯の設置等の要望があれば、前向きに対応してまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。獣類が出没する環境を抑えることの事業化について、広報を通じ、町民に理解を得ることが大事と考えます。

次に被害対策に向けた有害鳥獣駆除の進捗とその評価についてお聞きいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは有害鳥獣駆除の進捗について答弁させていただきます。

町は有害鳥獣駆除につきましては、飯綱町の猟友会に委託をしております。猟友会の皆さんには毎月2回一斉捕獲を行っていただいている状況でございます。

有害鳥獣の捕獲実績でございますが、ツキノワグマは横ばいではありますが、イノシシとニホンジカの捕獲実績については、直近3年間で急増している状況でございます。具体的に言いますと、まずイノシシの平成20年度から25年度までにつきましては、年平均20頭ほどの捕獲でございましたが、直近3年間、平成26年から28年度は年平均80頭ほどと、捕獲数は約4倍に急増しているところでございます。

ニホンジカにつきましても、平成25年度までは年平均3頭ほどであったものですが、ここ直近3年間では年平均14頭と、ニホンジカについても捕獲数が約4倍と急増している状況でございます。

飯綱町の鳥獣被害防止計画では、有害鳥獣の被害額について、平成27年度の現状値から目標の平成31年度は、被害額を3分の2に減らす目標を設定しております。平成27年度と比較しまして、現状ではツキノワグマとニホンジカの被害額は減少しており、捕獲の効果が出ていると考えられますが、イノシシにつきましては年80頭ほど捕獲をしても被害額は減少していない状況でございます。

先ほども答弁いたしました。多くの子を産むイノシシは他の鳥獣に比べて数のコントロールが非常に難しい状況でございます。猟友会の皆さんの献身的な努力により近年は大量のイノシシを捕獲していますが、それでも農産物の被害を減少するだけの個体数の減までには到達していない状況でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次に有害鳥獣駆除期間の4月から10月ですが、この期間は役場からの指示がないと猟友会の方々が動けないとなっています。

事例を紹介します。自宅近くで大型のイノシシ4頭を目撃した住民が役場へすぐさま通報をし、役場職員が現場に来てその姿を確認しました。それで猟友会に連絡をし、駆除ができたという事例でございます。

獣類が出没した時には、役場まで連絡くださいという防災無線等を使った広報はよく聞かれますが、駆除を確実なものにするために早い段階でのスムーズな連絡体制が大事と考えますが、現行の体制を再考察する考えがあるかどうかお聞かせをいただきたい。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは答弁させていただきます。議員のご質問のとおり、狩猟期以外の鳥獣の捕獲につきましては、ツキノワグマは地方事務所長の許可を受けてからの捕獲になりますが、イノシシ、ニホンジカ等につきましては町長の許可で有害鳥獣を捕獲している状況でございます。

まず、役場に直接連絡があった場合、先ほど議員から質問があった場合には、役場の担当が現場を確認して、猟友会員に連絡して、捕獲の対応を取っている状況でございます。また、猟友会員が有害鳥獣を発見したり、連絡を受けた場合には、逆に猟友会員が役場の担当に連絡をして、担当から猟友会員に捕獲の許可を出し、それで捕獲に行っている状況でございます。

それで、猟友会員からの連絡等につきましては、常時携帯電話で役場担当者が受付をして、

すぐに許可を出せる体制を整えているところでございます。また、これにつきましては休日等、役場の閉庁時も同様に対応をしている状況でございます。

被害農地の近くに潜伏している加害個体、有害鳥獣を捕獲すると農業被害を大幅に減らすことができると言われておりまして、事実、被害の連絡があつてすぐに農地付近に罠を仕掛けて、イノシシがすぐ捕獲できて農家から喜ばれたというのが、本年度は多くある状況でございます。

有害鳥獣の連絡許可、捕獲のスピードについては、現行の体制でも担当レベルでは非常に早いと考えております。ただ課題は、今後も猟友会員が現在のように役場から連絡がいつて、すぐに対応していただくことが、これからも続けられるかどうかというのが、課題だと考えております。

これから町としては、現行の体制を変えるというよりは、今後も現行の体制を維持するために、どのようなことをしていくのかといったことを、町と猟友会とで考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次に飯綱町の猟友会員は現在29人です。内訳ですが、鉄砲会員が17人おられて、年齢は名簿には記載がされていないとのことで、65歳以下の方が12人、それで罠の会員さんが12名で、年齢はほとんどの方々が65歳以上となっております。

そして、それぞれの会員に、問題点や課題があると思ってお聞きしましたところ、鉄砲の人は良い捕獲方法や良い捕獲機械があればと答えられる。そして罠の人は、もっと鉄砲会員がいればと言っておられました。

町にとって、猟友会員が何人いれば適切なのかは分かりませんが、手数が多ければ捕獲できると考えます。

そこで質問ですが、猟友会員のなり手不足、高齢化への対策はどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは答弁させていただきます。議員のおっしゃるとおり、現在、町の猟友会員は平均年齢が59歳ということで、事実、高齢化している状況でございます。

なり手不足、高齢化に対しましては、会員の知人の紹介とか、事務局の広報とかによって、勧誘を行っている状況でございます。また、町は罨免許の補助とか、狩猟者の登録料の補助を行って、会員の皆さんの経済的な負担を軽くして、少しでも会員を増やせるような、そういった努力をしているところでございます。

ただ、猟友会員というのは、非常に危険が伴う仕事をしていただいております。人口減少とか、少子高齢化とか、そういった社会の中で猟友会員の確保というのは、これからも厳しくなるだろうと予測をしております。しかし、有害鳥獣を捕獲した後、銃で止め刺しをするのは猟友会員に依頼する方法しかなく、有害鳥獣対策として猟友会員は欠かせない存在であるのが事実でございます。今後も待遇改善や広報によって、猟友会員の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次に資料として、信毎の記事をご紹介します。この信毎の記事でございます。1月の第3週の日曜日に掲載されたと思っております。はっきりとした記事の日にちは分からないわけですが、この記事の中に地域おこす風、見出しの主人公は東京都出身でございます。長野で職を探していた時、長野市が有害鳥獣対策のための協力隊員を募集していることをインターネット上で見つけ、17人の応募の中から採用されたという記事でございます。新聞を読むつもりはありませんが、また後で見えていただければと思いますが、こういったインターネットで応募して、そして採用されたということについて、当町の飯綱町でもできるのではないかと考えております。今後の猟友会員のなり手不足、あるいは高齢化に伴う対策の1つとして参考にさせていただければと思って出させていただきました。

最後の質問になります。有害鳥獣対策について、駆除を効果的に行うには現行の町猟友会の人数だけでは対応ができない。広域的に対処すべきと考えますが、近隣市町村との連携についての考えをお聞かせください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは答弁させていただきます。まず、有害鳥獣の被害対策を生息地域の単位で考えるとすれば、被害に関係する市町村等が連携していくことが、やはり重要だと考えております。

飯綱町の猟友会につきましては、平成22年度から信濃町の猟友会と合同駆除をしているところでございます。この取組というのは、近隣では初の広域的な有害鳥獣捕獲業務として成果を挙げているところでございます。

当初は、この信濃町との合同駆除でございますが、年2回ほどでしたが、現在は年4回の合同駆除を行っています。増え過ぎた鳥獣の駆除を町の猟友会単独で駆除することは難しくなっており、今後も合同駆除の重要性は増してくると考えております。また、駆除だけではなくて、捕獲獣の肉資源の利活用についても、今後、広域的な連携が必要になってくるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 前向きな答弁をいただきました。農地の荒廃が進む原因は、有害鳥獣のせいばかりとは言えませんが、春からの畑作業、クマやイノシシの餌を作るのは嫌だと思っている人に、こんな対策ができますから諦めないでという考えで質問をさせていただきました。以上で質問を終わります。

○議長（清水満） 原田幸長議員、ご苦労様でした。

◎散会の宣告

○議長（清水満） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

明日8日の一般質問は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時より開くことにします。